



Title	大学アーカイブズの社会的使命
Author(s)	菅, 真城
Citation	研究叢書. 2010, 11, p. 31-55
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3438
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

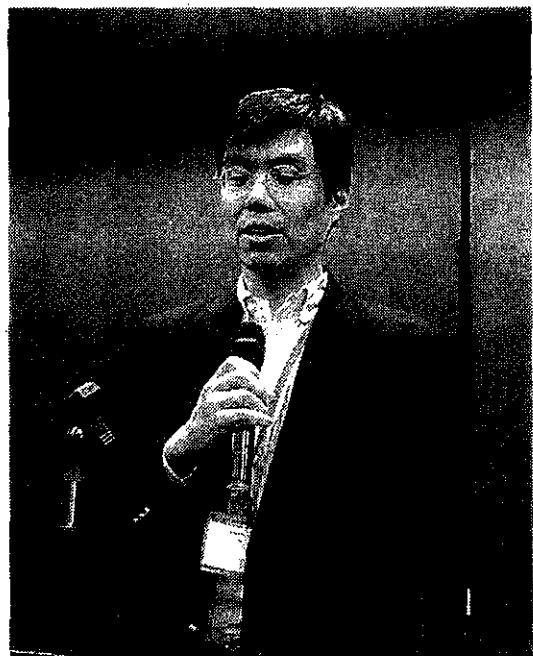
大学アーカイブズの社会的使命

大阪大学文書館設置準備室 菅 真 城

はじめに

本年度の全国研究会の統一テーマは「大学史の社会的使命」で、そのなかで私に与えられた課題は「大学アーカイブズ論について」ということです。そこで、本報告のタイトルを「大学アーカイブズの社会的使命」と致しました。統一テーマの「大学史」を「大学アーカイブズ」に置き換えたことになります。しかしながら、私は「大学史」と「大学アーカイブズ」とは、似て非なるものではないかという印象を持っています。したがって、私の報告は大会テーマに合致しないのではないかと危惧していますが、まずはこのことから話を進めていこうと思います。

なお、本報告では、大学に限定せず、アーカイブズとは何かという理念論を念頭に置きつつ、「社会的使命」の観点から大学アーカイブズ一般について論じることを目的とします。したがって、個別大学における個別アーカイブズの設立やその活動について述べることは致しません。ご了承ください。



1. ソレは「チガウ！」－「大学史」と「大学アーカイブズ」－

私は「大学アーカイブズ」と「大学史」とは違うと昔から漠然と思っていたような気がしますが、それを明確に意識したのは、全国大学史資料協議会が2005年に編集した『日本の大学アーカイブズ』¹⁾を手にしたときだと思います。同書の帯には「大学史研究のマイルストーン（一里塚）－初の研究・資料集」と大きく記されていました。そして「大学の歴史資料の収集そのものは古くから取り組まれ、『資料館』的な組織を持つ大学が多い。だが、『大学資料とは、大学史研究とは何か』という根本的な問いや方法論の開発は、意識的になされてこなかった。この現状を総括し、現実に機能している各大学の史料研究・保存の多様性に立脚して、これから大学史研究の在り方を模索した初の論集。全国の『大学資料館』の一覧と紹介も完備。」と記述されました。しかしながら、同書は書名が示すように「大学アーカイブズ論」、すなわちアーカイブズ学についての論集であり、「大学史研究」について論じているのは、わずかに鈴木秀幸氏の論文「大学史活動と地方」があるのみです。この帯のコピーを見て、私はソレは「チガウ！」と思わず叫びたくなりました。しかもカタカナで。

私が「チガウ！」とカタカナで叫びたくなつたのには訳があります。それは、かつて山口県文書館に勤務されていた北川健氏が論文「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」²⁾において、「史料保存運動と文書館運動とはチガウ！」と発言されたことが念頭にあったためです。この北川論文は「文書館のコンセプトの三つの《み》」、すなわち、「みずからが…」「みずからの…」、「みんなの…」ために、「みらい（未来）に…」向けての、文書記録の保存公開という理念を提示したこととでとみに有名です。この北川論文に対する安藤正人氏の的確な解説によると、北川氏は「戦後の史料保存運動の流れをくむ自生的な文書館像を文書館本来のあり方ではないと批判し、母体組織記録の移管・評価選別・整備公開という機能こそ文書館の本質だとして、『文書館運動』と『史料保存運動』との間に明確な一線を画している」のです³⁾。全史料協広島

大会を「文書館」でなく「史料館」協議会だと地元新聞が誤報道したことを北川氏が指摘してから15年。未だに「文書」でなく歴史の「史」なのです。しかも『日本の大学アーカイブズ』の場合は、出版社自身の手で「大学史研究」と宣伝しているだけに、余計にたちが悪いのです。

アーカイブズの本質が、「母体組織記録の移管・評価選別・整備公開という機能」にあることを指摘したのは、何も北川氏がはじめではありません。北川氏が勤務していたわが国初の公立アーカイブズである山口県文書館の設立にあたって主導的な役割を果たした鈴木賢祐氏は、開館後の山口県文書館に対して、「文書は、本来、親機関から自動的に流入するなり引継がれるなりした資料集団から成立つていて、多少の濾過作用（評価・選択など）は行なはれるにしても、図書館や研究所などで行なはれる“収集”とは大きく違っている筈です。」「毛利家文庫」は県文書館の文書としては、むしろ直系の尊属と考へても宜いでしょう。但し、県文書館では、県庁から出る文書が“当主”であり、“社長”であるのに対して、“先代”か精々“会長”として位置づけられるべきものです。（中略）この辺で、“当主”の県文書こそが全面に押出されるべきです。それが、県文書館としての“前向き”というより、当然のオーソドックスな姿勢ではないでしょうか。」⁴⁾と苦言を呈しています。私も、鈴木氏や北川氏と同じく、アーカイブズとは、親組織の文書の移管を受け、それを整理・保存・公開するところだと考えています。したがって、大学アーカイブズも、大学という親組織（法人）の文書の移管を受け、それ（法人文書）を整理・保存・公開するところということになります。

一方、「大学史」はどのように定義されるものでしょうか。先ほど明治大学の鈴木さんから「大会テーマ『大学史の社会的使命』の意義について」説明がありましたが、ここでは、これまでに公刊されている文献から、「大学史」とは何かについてみていくうと思います。

1999年に『大学史をつくる－沿革史編纂必携－』⁵⁾という書籍が刊行されました。この書籍で言うところの「大学史」は、「大学沿革史」のことです。大学アーカイブズに関する論考も収録されていますが、それは「編纂事業を一

時的なものに終わらせないため、各地の大学で進められている大学文書館（大学アーカイブズ）の建設についての提言を収集」したものであり、大学沿革史（年史）編纂のための組織として大学アーカイブズが理解されています。先にみたように、親組織の文書の移管を受け、それを整理・保存・公開する組織としてのアーカイブズ像は意図されておりません。

そのような状況のなかで、鈴木秀幸氏が独自の「大学史活動」を提唱されていることが注目されます。先ほどのテーマ説明にもございましたが、鈴木氏は「大学史活動」を「資料の調査や収集、それによる整理・保存、さらには利用・応用とさまざま」であり、「大学史研究は、この大学史活動の一環、すなわち利用・応用の部分に位置づけられる」と言われています。鈴木氏は「調査研究といった大学史活動の基礎・基本」とも述べられているように、「大学史活動」では、「大学史」研究などを行うための資料の調査・収集が重視されているのではないかと思いますが、ここには年史編纂や研究にとどまらない活動の広がりが提示されています⁶⁾。ちなみに鈴木氏は、「大学史活動機関（あるいは拠点）」という言葉を使用し、「大学アーカイブズ」という言葉は積極的に用いていません。大学史活動の拠点としては、(a) 人的配置、(b) 設置規定の制定、(c) 独自の経費、(d) 施設設備の四つの要件を挙げ、「それを満たしていれば、それは大学史活動機関（あるいは大学史活動拠点）と思えるし、『大学アーカイブズ』などと呼ぶことも考えられる。」と述べられています⁷⁾。しかし、私は大学アーカイブズを含むアーカイブズとは、親組織の文書の移管を受けていることを第一要件と考えていますので、大学アーカイブズと大学史活動機関（拠点）とは、別の概念で捉えた方がよいと考えています。また、鈴木氏は「研究が主となっていた大学史に関する活動は、編纂事業の活発化を契機に、急速に拡充し、発展した。」⁸⁾と述べられていることから、年史編纂を大学史活動の拡充・発展の契機として重視していることが分かります。

それに対して、アーカイブズについて、富永一也氏は「アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない、ということである。つまり、歴史資料それ自体を目的として収集したり、それによって歴史研究を行ったり、また

は、年史（地方公共団体であれば『県史』や『市町村史』）編纂資料の保存をはかるためのものではない。また、それと関わってくるが、そもそもアーカイブズは組織記録を対象としているのであって、外部から『古文書』を収集するのは本質的な役割ではない。」⁹⁾ と論じています。この富永氏のアーカイブズ論に対しては、「『アーカイブズは、歴史研究や編纂を目的とした機関ではない』とは理屈のうえでは理解できるが、それはアーカイブズを立ち上げた後だからこそいえることである。」¹⁰⁾ との批判もみられます。しかし、富永氏の論は、「アーカイブズ立ち上げ後だからいえるわけではなく、アーカイブズを立ち上げるためにこそ、強く意識しなければいけない事柄なのである」¹¹⁾ と、日々大学アーカイブズの設立準備業務に携わっている私は痛感しています。大学アーカイブズ設立にあたって歴史（大学史）研究を前面に出してしまうと、大学アーカイブズは日本史や教育史の一部分、さらに言えば、文学部や教育学部の附属施設と誤解されてしまい、全学的な理解を得ることはできません。現在、大阪大学においては、年史編纂とは無関係に文書館（仮称）の設置準備を進めていますが、文書館設置の目的として、①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立）、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の一つとして機能すること。その際、博物館・図書館など（大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる）と連携することも重要になる。③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。の4点を挙げていますが、そのなかでも①②よりも③④を重視しています。

このように「大学史活動」と「大学アーカイブズ」の活動とは、何よりも資料を重視するという点で重なる部分もありますが、全く同一のものではないの

です。私の言う「大学アーカイブズ」の活動は、鈴木氏の言われる「大学史活動」の一部であり、資料の「整理・保存」を根幹とする点は同じと考えますが、大学アーカイブズにおいては、親組織の記録の移管をシステムティックに受けること、そして資料の「利用・応用」でなく「公開」を重視すべきと考えています。この点については、後述します。

2. 資料の「収集」ということ

先ほど、鈴木賢祐氏がアーカイブズは文書を「収集」するところではないと論じたことをみましたが、ここでもう少し、アーカイブズが資料を「収集」するということについて考えてみたいと思います。

沖縄県公文書館の富永一也氏は、同館がこれまで、オフィスの引っ越しなどに伴って文書を無秩序に段ボールに詰めて引き渡されてきたことについて、「アーカイブズ資料の受入れ (acquisition) というよりは収集 (collection) であり、図書館的な方法ではあっても、公文書館的な方法ではない」¹²⁾ と論じています。図書館法では図書館の定義のなかで「収集」という言葉が用いられていますが、公文書館法では「収集」という言葉は一切用いられていません。図書館に勤務された経験のある富永氏は、図書館と公文書館を比較されましたが、これと同じことは博物館との関係にも見出すことができます。博物館法では、「『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」とされ、やはり資料を「収集」するところなのです。既存の国立大学アーカイブズの目的・業務規程では、全ての大学で「収集」という言葉が用いられており¹³⁾、これは私立大学についても同様ではないかと推測します。「各アーカイブズの目的規定は、資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及という博物館の四つの機能に基づく博物館の目的規定を準用してしまって」おり、アーカイブズ独自の目的規定となっていました¹⁴⁾。

沖縄県公文書館と同じく、廃棄文書の中からゴミ拾い的に資料を「収集」したことは、私を含めて、この会場にいる多くの方が経験してきたことだと思います。貴重な歴史的資料を廃棄の危機から救出することは、確かに重要な仕事ではありますが、このような方法による資料の「収集」が、アーカイブズの本質的な業務なのかどうか、それがアーカイブズの社会的使命なのかどうか、検討し直すことが必要なではないでしょうか。

なお、国立大学アーカイブズにおいて組織記録である事務文書を受け入れるシステムを構築することの重要性は、折田悦郎氏が一連の研究で強調されているところです（折田氏は事務文書の「収集」という言葉は用いられていますが）¹⁵⁾。折田氏は国立大学を対象に議論されていますが、私は折田氏が主張されたことは、国立・公立・私立といった設置主体を問わず、その組織がアーカイブズであるのならば、大学アーカイブズ一般にあてはまる事だと考えています。

3. 「トータルアーカイブズ」としての大学アーカイブズ －「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」－

これまで、大学アーカイブズが資料を「収集」することについて否定的な見解を述べてきましたが、しかしながら私は、大学アーカイブズが資料を「収集」してはならないと考えているわけではありません。

米国では、アーカイブズについて、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」が明確に区別されています。アメリカ・アーキピスト協会の用語集によると、『『機関アーカイブ (institutional archives)』 (in-house archives とも) は『親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場』と定義づけられ、一方『収集アーカイブ (collecting archives)』は『親機関ではなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場』と説明されています¹⁶⁾。

これまで、鈴木賢祐・北川健・富永一也の各氏の見解を引きながら、アーカイブズは資料を「収集」するところではないと述べてきたのは、「機関アーカ

イブズ」についてのことだったのです。大学アーカイブズは大学という機関に付随して、資料によりその歴史を検証し後世に伝える場ですから、その親組織である大学によって作成ないし受理された記録を保存することが最も重要になります。重ねて言いますと、大学アーカイブズとは、大学という法人によって作成ないし受理された法人文書を、ゴミ拾い的に「収集」するのではなく、システムティックに「自動的に流入する」ようにして受け入れるところであり、そのようなシステムを構築すべく努力しなければなりません。国立大学アーカイブズにおいては、情報公開法の施行を契機に、このようなシステム構築と実践に向けて取り組みが始まっています。私立大学の場合は、法律による枠組みがある国立大学とは異なり、各大学個別の事情もあいまって、このシステム構築にはより困難が伴うと思われます。しかしながら、このシステム構築は、その組織が大学アーカイブズという「機関アーカイブズ」である限り、国立・公立・私立といった設置主体を問わず、最優先で取り組まなければならない課題です。この点については、既に古賀崇氏によって、「日本の大学アーカイブは、『親機関』たる大学組織の業務を反映した記録を受け入れる『機関アーカイブ』としての機能も全面に押し出すべきではないだろうか」¹⁷⁾と提言されています。

しかしながら、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての側面のみでなく、「収集アーカイブズ」としての側面も有しています。大学は、創立者や教職員、学生、校友や彼らが組織する団体など、法人としての親組織以外にも多様な組織や人から構成されており、したがって、大学という親機関以外の個人や団体などから、大学に関する多様な資料を収集する必要があります。行政とは異なり、「教育研究」を目的とし、それに伴う多様な活動と性格を有する大学においては、大学アーカイブズはその大学に関する多様な資料を収集する必要があるのです。また、「機関アーカイブズ」としてフォローできる法人文書には、決定事項のみ記されその経緯が分からぬことが多い、それらを補完する文書として、関係者個人の文書を収集することも必要になります。これらは、「収集アーカイブズ」としての大学アーカイブズの機能です。なお、大

学アーカイブズにおける個人文書の収集については、堀田慎一郎氏、小池聖一氏が研究されているのでご参照願います¹⁸⁾。

このように、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」を基軸としつつも「収集アーカイブズ」の機能も有する「トータルアーカイブズ」である必要があります。「トータルアーカイブズ」とは、アメリカ・アーキビスト協会の用語集¹⁹⁾によると、“A strategy to document the historical development and all segments of a community by acquiring both official administrative records as well as related personal papers and corporate records.”、私の拙い訳ですが、「公式に管理された記録と、関連する個人的な書類と法人記録の両方を取得することによって、歴史的発展と共同体のすべての部分を文書で証明するための戦略」でカナダで考案されたものです。日本の大学アーカイブズはいずれも、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両面を有した「トータルアーカイブズ」としての可能性を有していますが、今後日本の大学アーカイブズがさらなる発展を遂げるためには、「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」との機能の差違により一層注意する必要があるでしょう。そして、「機関アーカイブズ」であることが、図書館、博物館や学部、研究所などが行う「収集」とは決定的に異なる大学アーカイブズの独自性を發揮できる点なのです。「収集」のみ行うアーカイブズでは、大学アーカイブズとは言えません。

西山伸氏は大学アーカイブズの最近の動向の異なった方向性として、京都大学大学文書館と明治大学史資料センターの二つの機関を挙げ²⁰⁾、堀田慎一郎氏はこれを受けて、「大学の組織としての歩みを再構成できる歴史資料を重視し、評価選別によって保存が決定された当該大学の記録史料（事務文書・刊行物など）の保存と公開を業務とする、狭義の（公）文書館としてのタイプ（A型）と、大学の多様な要素を発掘し、大学と社会とを有機的に結びつけることを重視して幅広い活動を行う歴史資料館としてのタイプ（B型）という二つの理念型を設定」²¹⁾されました。堀田氏のA型は国立大学に、B型は私立大学に多くみられ、A型は「機関アーカイブズ」を基軸とするもの、B型は「収集アーカイブズ」を基軸とするもの、ということができます。しかし、既に西

山・堀田両氏が注意されているように、A型（京都大学）も個人文書の収集を行っており、B型（明治大学）も学内文書を重視しています。やはり大学アーカイブズは「トータルアーカイブズ」であり、「トータルアーカイブズ」でなければならぬのです。

森本祥子氏は、組織運営のための文書を「核」とし、それに「+α」の資料を持ち得るというアーカイブズ像を提示されました²²⁾。この森本氏の「核」は「機関アーカイブズ」として持ち得る資料であり、その周辺に「収集アーカイブズ」としての資料も持ち得ることを示したものと考えられますが、やはり、「機関アーカイブズ」が「核」である点に注意しておく必要があります。

私が「トータルアーカイブズ」でなければならない大学アーカイブズが「機関アーカイブズ」としての機能を中心に置くべきと考えていることは先に述べました。その上で、どれだけ「収集アーカイブズ」としての機能を發揮するかは、まさにその大学アーカイブズが有する組織・予算・人員等に規定された上での「トータルアーカイブズ」としての「戦略」によるものでしょう。私はかつて、大学アーカイブズにおける「戦略」の重要性について、「大学アーカイブズは（中略）その親組織やアーカイブズの性格・戦略に応じて、さまざまな位置づけが可能である。そして大学アーカイブズに関わる者は、このことを意識的に自覚・認識し、アーカイブズとしての戦略を形成していく必要があるのである。本稿において筆者は、理念的には『教育研究』機関である大学のアーカイブズは『教育研究』に関する資料や情報を収集・集積していかねばならないと主張したが、実践的には、大学アーカイブズがどれだけそれらを収集・集積していくかは、すぐれて戦略の問題でもある。限られた施設と人員のなかでどこに重点を置くかという現実問題に対処するには、明確な戦略が必要なのである。自らの立脚点をしっかりと見つめ、今後の目標を見定めて実践する。」²³⁾と述べたことがあります。この論文を書いた段階で私は、「機関アーカイブズ」「収集アーカイブズ」「トータルアーカイブズ」について意識していたわけではありませんが、先の論文は、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての機能を中核としますが、それだけでは完結せず、「収集アーカイブズ」とし

ての機能も果たす必要があり、「トータルアーカイブズ」としての戦略形成の重要性を指摘したものだと、今にして思います。

4. 公文書管理法と大学アーカイブズ

2009年7月1日に「公文書等の管理に関する法律」が公布されました。同法では、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」(同法第一条)と定義されています。「独立行政法人等」には国立大学法人も含まれます。国立大学は同法に基づく厳密な文書管理が義務づけられるとともに、「独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。」(同法第十一條)と定められています。「国立公文書館等」の「等」には政令で指定されれば国立大学アーカイブズも含まれます。歴史的公文書等とは「歴史資料として重要な公文書その他の文書」のことです(同法第二条第6項)。このように、国立大学法人には、アーカイブズへの文書移管とアーカイブズにおける公開が義務づけられました。その中核は法人文書であり「機関アーカイブズ」ですが、それに限定されず「その他の文書」も含まれています。公文書管理法が適用される国立大学においては、同法は大学アーカイブズの設立やその充実にとって、確実に追い風となるでしょうし、われわれは同法をそのように使う必要があります。そして、先にみたように、公文書等は、「健全な民主主義を支える国民共有の知的資源」であり、国立大学アーカイブズの所蔵資料は、「国民が主体的に利用し得るもの」なのです。すなわち、国立大学アーカイブズは、その所蔵資料を「国民が主体的に利用し得る」ように、条件整備をしなければなりません。ここに、国立大学アーカイブズの社会的使命を見出すことができます。

しかし、私立大学には公文書管理法は適用されません。だからといって、私立大学が公文書管理法の精神と無関係でいいわけではなく、私立大学にも国民の

税金は投入されており、その門戸は一般に開かれており、社会のなかで公的な存在であると言えます。現代社会においては、私立大学にも開かれた大学であることが求められています。大濱徹也氏は、「このような大学の公開制が求められているなかで、アーカイブズが担うべきはまさに法人財務の公明性、あるいは学内記録の公開というものを通して大学の存在を広く世間に問い合わせ、説明責任を果たせる場になっていくことです。」²⁴⁾と述べています。国立大学のみでなく私立大学においても、このことを踏まえて、「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズの設立・整備に取り組む必要があります。それが、社会のなかで公的な存在である大学の資料保存に携わるわれわれや英文名で“*The Japanese Association of College and University Archives*”と「アーカイブズ」を名乗っている全国大学史資料協議会の社会的使命でもあるのです。

私立大学の場合、学内の文書管理規程で歴史的資料のアーカイブズへの移管が規定されていても、それが空文化しており、資料は足で集めなければならないことがしばしば指摘されます。しかしながら、この公文書管理法は、私立大学においても、文書管理規程の制定及びその実体化によるアーカイブズへのシステムティックな文書移管に向けての、またとない絶好の好機なのです。

かつて公文書館法が制定されたとき、中央大学の中川寿之氏は今後の課題として以下のような指摘をされました。

おそらく、公文書館・文書館設立の動きは、各地方公共団体における情報公開法制定の動向とあいまって、民間へも波及していくであろう。「大学史資料」の保存問題にひきつけて言えば、これまでのように記念事業としての年史編纂のために資料を集め、その場限りの分類をして年史完成後の資料保存を考えないようなやり方では通用しない時代が目前にせまっているのである。この問題を克服するためには、大学関係資料の調査・収集から整理・保存までの過程が合理的な方法をもって進められるような体制をつくることが必要であり、しかもそれは一大学で自己完結するようなものであってはならない。資料の性格を同じくする他の諸大学との連携は不可欠であり、さらには公的機関・歴史学界をはじめとする関係諸学会等と

の連携も必要となろう。「大学史資料」のもつ歴史資料としての価値は、それらの活動を通じて正当に位置づけられなければならないのである。²⁵⁾

残念ながら、公文書館法は中川氏が予想された民間への波及効果はありませんでした（地方公共団体への効果も限定されたものでした）。しかし、今回公布された公文書管理法は、法の直接適応対象となる国立大学はもちろんのこと、私立大学においてもその精神を生かして大学アーカイブズの設立・充実に努める必要があります。社会は、国や地方公共団体のみならず、大学や企業などに対しても、適切な記録管理とその公開を求めているのです。

また、公文書館法に際して中川氏が指摘された「大学史資料」の保存問題は重要で正鵠を射ており、現在でも課題のままです。「他の諸大学との連携」の場としては、この全国大学史資料協議会があり発展を遂げてきましたが、今後さらなる進展が望まれます。個別の大学アーカイブズのみでなく、本協議会にも社会的使命が課せられているのです。

さらに付け加えるならば、「大学史資料」は「歴史資料として」価値を有するのみでなく、社会への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための素材でもあります。公文書管理法が制定された今日こそ、大学アーカイブズに関わるわれわれは、中川氏が指摘された課題の克服に加え、社会への説明責任を果たさなければならないのです。公的存在である大学として、現在の、そして未来の社会に対する説明責任を果たす、このことこそ大学アーカイブズの社会的使命にはかなりません。

5. 資料へのアクセスー「公開」についてー

公文書管理法では、国立公文書館等は特定歴史公文書等を保存し、利用されるところとされています。大学アーカイブズも資料を保存し（そのためには資料を整理する必要があります）、利用させるところなのです。資料を利用することは、資料を「公開」する言い換えることができます。資料の保存と公開が大学アーカイブズの重要な役割なのです。なかでも、大学アーカイブズの社会的使命を考えるとき、「公開」はより重視する必要があります。貴重な資

料は保存されねばなりませんが、それは保存すること自体が究極の目的ではなく、保存した資料を公開することこそが大学アーカイブズの使命なのです。極言すると、資料は公開するために保存されるのです。大学アーカイブズの基本要件に資料の公開があることは、既に西山伸氏が論じられています²⁶⁾。このことを逆に、利用者の立場から言うと、いかに資料へのアクセスの道が開かれているかが重要になります。大学アーカイブズの立場からは、資料を広く社会一般に公開し、資料へのアクセスを提供すること、これは大学がアカウンタビリティを果たすことにつながります。そしてこれこそが、大学アーカイブズの社会的使命にほかなりません。アカウンタビリティを果たすためには、その大学の組織記録である法人文書を体系的に保存している「機関アーカイブズ」としての機能を有していなければ不可能です。

アーカイブズへのアクセスの重要性については、既に小出いずみ氏が、「アーカイブにおいても、その究極的な目的は、記録資料を生成した母体の組織内であれ、外部に対してであれ、利用者、現在と将来の利用者に対して、記録資料へのアクセスを提供することである、と言えるのではないか。なぜならば、アクセスの提供は、記録資料の閲覧を保証する法的な制度があり、記録資料が適切に残され、伝えられ、整理されて探し出せるようになっていなければ実現できないからで、アーカイブにまつわるさまざまな仕組みの積み重ねの上に初めて成り立つことだからである。」²⁷⁾と指摘されています。大学アーカイブズにおいても、アクセスの提供はその究極的目的であり、使命であり、社会的使命なのです。

では、使命と社会的使命とでは、どう違うのでしょうか。社会的と言うからは、社会に対する、外部一般に対する使命ということでしょう。大学アーカイブズが保存する資料の利用者には、その大学アーカイブズ自身、その大学アーカイブズの親組織、社会一般に分けることができます。このうち、大学アーカイブズ自身が利用者となる場合には、アクセスの提供が問題になることはないでしょう。年史編纂の場合ですと、当事者が編纂のために資料を利用する事が第一の目的となります。大学アーカイブズの場合、アーキビストは

大学アーカイブズの社会的使命

他の利用者に優先して所蔵資料を用いて研究してはなりません。このことは1996年にICA（国際文書館評議会）北京大会で採択されたアーキビストの倫理綱領に以下のように明記されています。

アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏らしたり利用してはならない。²⁸⁾

このように、アーカイブズ、アーキビストの資料利用方法は、編纂や研究を第一義とする年史編纂における資料利用のあり方とは根本的に異なるのです。

一方、親組織、社会一般に対しては、アクセスをどう提供するかが問題になります。そして、大学アーカイブズの社会的使命を考えるときには、社会一般に対してどのようなアクセスが提供されているかが問題になります。そこで、現在の大学アーカイブズがどのようなアクセスを提供しているかについて考察することにしましょう。

2003年に全国大学史資料協議会東日本部会が同協議会の会員校を対象に行なった「『大学アーカイブズ』に関するアンケート」の結果を表1に示しました。²⁹⁾

表1 所蔵資料公開の状況

	校数（私立）	校数（国立）
一般に公開している	14	5
研究目的の場合にのみ公開している	15	0
学内構成員にのみ公開している	12	0
公開していない	8	0
その他	7	1

国立大学の場合は情報公開法との関係から、資料公開の対象に限定を加えず、一般に公開しています。一方私立大学の場合、このアンケートを分析した西山伸氏が述べているように、「各機関の設置目的や期待されている役割は多様で

あり、例えば年史編纂を最優先の業務とする機関であれば資料の一般公開は二次的な業務となる。したがって、公開への姿勢は限定的な条件を付している機関も含め、さまざまとなっている。」のが現状です。一般公開しているのは、56校中14校、25%に過ぎません。私立大学の場合、設置目的が多様であることは私も認識していますが、その組織が「機関アーカイブズ」たる大学アーカイブズであるならば、私立大学でも資料の利用に目的による規制を設けず、一般公開を行う必要があるでしょう。

同アンケートによる成文化された公開基準の有無を表2に示しました³⁰⁾。

表2 成文化された公開基準

	校数（私立）	校数（国立）
ある	7	5
ない	25	0

国立大学の場合、情報公開法との関係で、全ての大学で公開基準が策定されています。一方、私立大学の場合、成文化された公開基準を持つ大学は少数にとどまっています。表1と表2を比較しますと、私立大学の場合、所蔵資料を公開するにあたって、成文化された基準によらずに公開しているケースの方が多いと言わざるを得ません。そうすると、資料を公開するか否かは、担当者のその時々の判断によって異なってしまいます。個人情報保護が大きく呼ばれている現在の社会状況下で、何を公開し何を非公開とするかは、担当者を大きく悩ませるところです。担当者の公開にあたっての負担を軽減するためにも、そして利用者に公開の客観的基準を示すためにも、公開基準は成文化するべきです。

また、国立大学の公開基準も、個人情報保護法との整合性をとるという課題が残ります。私は2006年に発表した論文「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」において、個人情報保護法施行（2005年4月1日）により、現用文書については個人情報の本人開示・訂正・利用停止権が認められました

が、アーカイブズの利用規則においては本人開示が認められておらず現用文書より公開範囲が狭くなってしまっており、これへの対応が喫緊の課題であることを指摘しました³¹⁾。その後、「独立行政法人国立公文書館利用規則」では、個人情報の本人への公開が認められました。この国立公文書館の対応については、堀田慎一郎氏も指摘されており、堀田氏は国立大学アーカイブズでは「国立公文書館利用規則のように、自己を本人とする個人情報一般についての規定を設けている例は見られない。これについても検討されてしかるべきであろう。」と述べられています³²⁾。個人の権利・利益を保証することは、アーカイブズの重要な機能であり使命であり、個人情報の本人への公開はこれと密接に関係します。国立大学アーカイブズとしての社会的使命を果たすためには、一刻も早く利用規則を改正し、個人情報の本人公開制度を整えなければなりません。私立大学の個人情報保護法への対応については、堀田氏の研究を参照してください。

さて、資料をどのように公開するかは、各大学アーカイブズの公開基準、利用規則・規程に基づいて行われるものです。利用者の立場からしますと、その基準を容易に確認できることが、資料へのアクセスの第一歩となります。そこで、利用規則・規程そのものがどのように公開されているかについてみておきましょう。

田嶋知宏氏の研究によると、国立大学アーカイブズは、全ての機関がウェブサイトの利用サービスに関する情報もしくは各種規程に関する情報として利用規則・規程を公開しており、容易に探すことができるとのことでした³³⁾。これは、国立大学アーカイブズの場合、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律との関係で、その利用規則・規程を閲覧室内に常備することが義務づけられており、その延長線上でウェブサイトでも公開されているものと考えられます。このことは、田嶋氏の調査で、国の機関と国立大学アーカイブズのウェブ上で利用規則・規程の公開のあり方が同様であったことからも裏付けられます。

一方、私立大学の場合、本協議会の会員校のなかでウェブサイト上で利用規

則・規程を公開しているのは、明治大学と早稲田大学の2大学のみであり、閲覧案内として公開している大学が9大学あるものの、表1・表2でみた公開や基準の作成状況と比べて、著しく低くなっています。これは、堀田慎一郎氏が指摘されたように、私立大学は情報公開法の適用を受けないため、利用規則を公表する法的義務がないためと考えられます³⁴⁾。また、田嶋氏によると、「多くの地方公共団体のアーカイブズ機関が、アーカイブズ機関の利用規則・規程を利用対象者に向けて示すことをしていない状況は、アーカイブズ機関の利用サービスに関する方針を対外的に客観的な形式で示せていないことを意味しているのである。」³⁵⁾ とのことですが、これと同じことは私立大学アーカイブズに対しても言わざるを得ません。私立大学においても、利用規則・規程を制定し、それを積極的に公開すべきでしょう。そうすることによって、「公開制限の公正性・正当性を担保」できることは、既に堀田氏が論じられています³⁶⁾。

もっとも、本協議会会員校の私立大学86大学のうち、ウェブサイトを開設しているのは43大学、半数にしか過ぎません。組織の存在とその使命をアピールするためにも、現代社会においてウェブサイトの開設は必須であり、その内容の向上に努めるべきだと考えます。

次に、資料へアクセスするためには、資料目録が公開されていなければなりません。どのような目録を作成すべきかは大きな問題であり議論する必要がありますが、本報告では割愛します。冊子体、紙ベースの目録が閲覧室内に置かれていれば、来館すれば資料にアクセスすることが可能です。しかし、コンピュータ・ネットワークがこれだけ発達した現在、ウェブサイト上で目録データベースを検索できれば、利用者にとってより資料へのアクセスが向上することは間違ひありません。

国立大学アーカイブズでは、東北大学史料館、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、九州大学大学文書館のウェブサイトにおいて、所蔵資料の検索が可能になっています。年史編纂室ですが、小樽商科大学百年史編纂室のウェブサイトでも所蔵資料の検索が可能になっています。その他、東京大学史料室、広島大学文書館のウェブサイトでも、所蔵資料の一部の目録が公開

されています。

一方、私立大学の場合、本協議会の会員校のうち、ウェブサイト上で所蔵資料の検索が可能なのは大阪音楽大学音楽博物館のみです。所蔵資料の目録の一部をウェブサイトで公開しているのも、青山学院資料センター、明治大学史資料センターしかありません。目録の公開に向けたさらなる努力が求められます。

さらに、目録のみでなく、資料そのものを画像データベースとして公開することも今後は求められてくるでしょう。現状では、利用者の目を引きやすい写真等をウェブサイトで公開している例はみられますが、小樽商科大学百年史編纂室では、さらに進んで、資料自体の画像データベースの公開に取り組んでいます。

今後の大学アーカイブズには、閲覧室内における目録検索による資料の公開に加え、ウェブ上での目録検索と画像公開が一層社会的に求められるでしょう。そのような時代の要求に応えることも、大学アーカイブズの社会的使命であると考えます。

結びにかえて－「教育研究」のアカウンタビリティ－

本報告において私は、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての役割を果たさなければならず、法人文書を整理・保存し、公開する、すなわちそれらの資料へのアクセスを提供することによって社会へのアカウンタビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命であると主張してきました。しかし、大学アーカイブズの社会的使命は、それのみにとどまりません。

私は、「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」という論文において、「『教育研究』機関である大学のアーカイブズが『教育研究』に関するアカウンタビリティを果たすことは、必要不可欠」であり、そのために「『教育研究』に関する資料や情報を集積する必要がある」と主張しました³⁷⁾。この私の主張は、現在の大学アーカイブズ関係者の間では、あまり受け入れられているものではないと思われます。

しかし、永井英治氏は、「大学アーカイブズにおける教育・研究資料の収蔵は、業務文書としての性格と、大学アーカイブズが果たすべき役割から、肯定すべき」と論じています³⁸⁾。そして、大濱徹也氏は「社会に対して、地域から日本、さらに世界に発信するために教育研究の発信基地となっていく。(中略)教育研究のアカウンタビリティーが問われているのではないでしょか。」³⁹⁾と、大学アーカイブズが「教育研究」のアカウンタビリティに関わるべきと主張されています。そのためには、大学アーカイブズは教育研究に関する資料や情報を収蔵する必要があります。私は、「教育研究」に関するアカウンタビリティを果たすことも、大学アーカイブズの社会的使命であると考えています。

大学アーカイブズが「教育研究」のアカウンタビリティを果たすためには、法人文書のみ、すなわち「機関アーカイブズ」のみの機能では果たし得ません。「教育研究」に関する多様な資料や情報を「収集」する「収集アーカイブズ」としての側面も不可欠なのです。大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両者の機能を併せ持った「トータルアーカイブズ」でなければならないことを再確認しておきたいと思います。

しかし、大学アーカイブズが実際に「教育研究」に関する資料や情報をいかにして収集すればよいか、どのような資料を収集すればよいかについて、私は明確な回答を持ち合わせていません。「教育研究」は、各教員の主体的で自由な意思の下で行われるものであり、法人文書のようにシステムティックに収集することはほぼ不可能です。法人と教學が分離している私立大学においては、大学アーカイブズが教學に関与するには、国立大学以上の困難を伴うと想像されます。また、仮に、その大学の「教育研究」に関する全ての資料を大学アーカイブズが収集するとしますと、大学アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクすることは、誰の目にも明らかです。しかしながら、大学とは「教育研究」を行うために存在しているのであり、大学アーカイブズにおいてその大学の「教育研究」についての調査や情報発信が行えないようでは、大学の、そして大学アーカイブズの存在価値が消滅してしまいます。これまでの研究では、大学アーカイブズが「教育研究」、特に研究に関する資料の収集には否定的な見解

が多くみられます。その理由の主なものは、先に述べたように、大学アーカイブズの収蔵能力との関係からです。だとすると、「教育研究」に関する資料の収蔵をただ単に否定するのではなく、「教育研究」に関するどのような資料を収蔵し、または廃棄するかという、「教育研究」資料の評価選別論を確立することが、大学アーカイブズの課題なのではないでしょうか。評価選別論は自治体アーカイブズにおいても大きな課題であり、大学アーカイブズにおいては、法人文書についてもその研究はようやく緒に就いたばかりです。しかしながら、大学アーカイブズには法人文書の評価選別に加え、「教育研究」資料の評価選別という独自の課題が待ち受けていることを指摘しておきたいと思います。

また、本研究会のテーマが社会的使命であるため、本報告では大学アーカイブズの対外的な側面に絞って報告してきましたが、大学アーカイブズは学内的にもその存在意義や使命をアピールする必要があります。それは、建学の精神の確認等を通じてのアイデンティティの確立、事務効率化や大学改革への貢献などです。これらについても、究極的には社会へのアピールや貢献につながることになり、社会的使命とは無関係でないかもしれません。しかし、大学アーカイブズの学内的アピールについては、別の機会に考えさせていただきたいと思います。

最後になりますが、大学アーカイブズの理念を最初に提示されたのは西山伸氏です。西山氏は次のように言われています。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」⁴⁰⁾。私はこれまでにも、この西山氏による大学アーカイブズの理念は優れたものであると賛意を表してきました⁴¹⁾。今回私が取り上げた「大学アーカイブズの社会的使命」の観点からも、西山氏の理念には最終的に「社会に貢献すること」と大学アーカイブズと社会との関係が明示されております。本来ならば、本報告においてこの西山氏の研究を出発点とし、「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録」とは何なのか、それを「適切に管理する」することがどうして「社会に

貢献すること」なのかについて議論すべきでしたが、私の能力の関係上、それをなし得なかったことをお詫びして、本報告を終わらせていただきます。

注

- 1) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。
- 2) 北川 健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」『地方史研究』228、1990年、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年、に再録。
- 3) 安藤正人「[解説] 日本のアーカイブズ論の形成」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』(前掲)。
- 4) 鈴木賢祐「文書館についてー婆言三片ー」『文書館ニュース』2、1966年。
- 5) 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくるー沿革史編纂必携ー』東信堂、1999年。
- 6) 鈴木秀幸「大学史活動と地方」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- 7) 鈴木秀幸「大学史活動の広がり」『広島大学文書館紀要』7、2005年。
- 8) 鈴木秀幸「大学史活動の広がり」(前掲)。
- 9) 富永一也「われわれのアーカイブズ」『京都大学大学文書館研究紀要』2、2004年。
- 10) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- 11) 菅 真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立ー大阪大学文書館スタートのためにー」『記録と史料』19、2009年。
- 12) 富永一也「決定的な不在ーアーカイブス戦略についての異見」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセスー日本の経験・アメリカの経験』日外アソシエーツ、2008年。
- 13) 菅 真城「国立大学アーカイブズの設置根拠および目的・業務規定についての

- 分析」『名古屋大学大学文書資料室紀要』16、2008年。
- 14) 菅 真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」『広島大学文書館紀要』7、2005年。
- 15) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002年、折田悦郎「国立大学アーカイブ私論－現状と課題－」平成14・15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書『大学アーカイブス機能についての基礎的研究－「大学改革」との関連において－』2004年、折田悦郎「国立大学アーカイブの課題と展望－九州大学の場合－」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望－2003年度全国研究会の記録 於：長崎大学・活水学院－』全国大学史資料協議会、2004年。
- 16) 古賀 崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス－日本の経験・アメリカの経験』(前掲)。
- 17) 古賀 崇「日米のアクセスを比較して」(前掲)。
- 18) 堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）－収集・受け入れについての考察－」『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年、小池聖一「大学文書館論」『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、2008年、初出2007年。
- 19) <http://www.archivists.org/glossary/index.asp>。
- 20) 西山 伸「『大学アーカイブズ』の現状と今後」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- 21) 堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）－収集・受け入れについての考察－」(前掲)。
- 22) 森本祥子「大学組織のアーカイブズ－理論と実践の提示への期待－」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』(前掲)。
- 23) 菅 真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」『アーカイブズ学研究』8、2008年。
- 24) 大濱徹也「大学の貌となるアーカイブズを！知と情報の府として」『全国大学史資料協議会西日本部会会報』25、2008年。

- 25) 中川寿之「『公文書館法』の制定と大学史資料の保存問題」『中央大学史紀要』1、1989年、寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる－沿革史編纂必携－』(前掲)、に再録。
- 26) 西山 伸「『大学アーカイブズ』の現状と今後」(前掲)。
- 27) 小出いずみ「あとがき」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス－日本の経験・アメリカの経験』(前掲)。
- 28) 「アーキビストの倫理綱領第8条」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修・文書館用語集研究会編集『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年。
- 29) 西山 伸「『大学アーカイブズ』の現状と今後」(前掲)。
- 30) 西山 伸「大学における資料保存の現状について－「大学アーカイブズ」に関するアンケート」より－」『研究叢書第5号 年史編纂の現状と展望－2003年度全国研究会の記録 於：長崎大学・活水学院－』(前掲)。
- 31) 菅 真城「国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点」『広島大学文書館紀要』8、2006年。
- 32) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」『名古屋大学大学文書資料室紀要』16、2008年。
- 33) 田嶋知宏「ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは－利用サービスに関する規則・規程の視点から－」『京都大学大学文書館研究紀要』7、2009年。
- 34) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」(前掲)。
- 35) 田嶋知宏「ネットワーク時代のアーカイブズ機関における利用サービスの在り方とは－利用サービスに関する規則・規程の視点から－」(前掲)。
- 36) 堀田慎一郎「大学アーカイブズの文書公開基準とその諸問題」(前掲)。
- 37) 菅 真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」(前掲)。
- 38) 永井英治「アーカイブズの収蔵対象」『アルケイア－記録・情報・歴史』3、2009年。
- 39) 大濱徹也「大学の貌となるアーカイブズを！知と情報の府として」(前掲)。
- 40) 西山 伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」『研究叢書第3号 大学

大学アーカイブズの社会的使命

アーカイブズの設立と運営－2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学』全国大学史資料協議会、2002年。

- 41) 菅 真城「『自己点検・評価』・『教育研究』と大学アーカイブズ」(前掲)。

付記

全国研究会での研究報告後、太田富康「アーカイブズ理解の50年／公文書管理法への50年」『アーカイブズ学研究』11、2009年、が公表されました。ご参照ください。